平成 29 年 5 月

お客さま各位

株式会社洸陽電機

電力小売供給約款の変更について

株式会社洸陽電機の電力小売供給約款【低圧法人】を 2017 年 6 月 1 日付で以下の通り変更いたしますので、ご案内申し上げます。

電力小売供給約款【低圧法人】の変更内容

変更箇所	変 更 前	変 更 後	摘 要
2. 本約款等の変更	(1) 当社は、本約款等を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの供給条件や電気料金等は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせします。	(1) 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、変更の効力発生日後、電気を小売するときの供給条件や電気料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせします。ただし、料金の値上げの場合にあっては、(4)に定めるところによります。	電気料金等を値上げする時の手順を新設しました。明確化のため「本約款等」を「本約款」に修正しました。 (以下同じです。)
	(2) 本約款等の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます 。 ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が法令等に基づき適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	(2) (3)に定める場合を除き、本約款の変更にともない必要となる、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、お客さまは、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が法令、条例、規則もしくはガイドライン (以下「法令等」といいます。) に基づき適当と判断した方法 (以下「当社が適当と判断した方法」といいます。) により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。	定義を明確にしました。
	(3) 本約款等の変更が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電力小売供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。 また、既に締結されている約款等および電力小売供給契約の更新 (料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該電気小売供給契約の期間の延長のみをする場合) においては、契約更新後の契約期間のみを説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。	(3) 本約款の変更が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電力小売供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。 また、既に締結されている約款および電力小売供給契約の更新 (料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該電力小売供給契約の期間の延長のみをする場合) においては、更新前に契約更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明することおよび更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と考える方法によりお知らせすることについてあらかじめ承諾していただきます。	電力小売供給契約の更新後の手順を明確にいたしました。
	【追加】	(4) 当社は、一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、電力小売供給契約の期間内であっても、次の手順に従い、電力小売供給契約における新たな基本料金や電力量料金の単価 (以下「新たな料金等」といいます。) を定めることができます。 イ 当社は、事前に新たな料金等およびその適用開始日 (以下「本適用開始日」と いいます。) を当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知いたします。 ロ お客さまは、新たな料金等を承諾しない場合は、本適用開始日の 15 日前まで に、当社に対して電力小売供給契約の終了を通知することで電力小売供給契約を終了することができます。なお、この場合の電力小売供給契約の終了日は、本約款 33 (電力小売供給契約の終了) (2)にもとづくものとします。 ハ ロに定める期限までに、お客さまより電力小売供給契約の終了の通知がない場合は、お客さまは 新たな料金等を承諾したものとみなし、本適用開始日の直後の検針日より新たな料金等を適用いたします。ただし、33 (小売供給契約の終了) (1)および(2)に基づき電力小売供給契約が終了する場合で、本適用開始日前に電力小売供給契約が終了した場合は、この限りではありません。	電気料金等を値上げする時の手順を新設ました。
3. 定義	(5) 負荷設備 お客さまが使用できる負荷設備をいいます。	(5) 契約負荷設備 契約上お客さまが使用できる負荷設備をいいます。	定義を明確化しました。
	(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流 (アンペア) をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。	(7) 契約電流 契約上お客さまが使用できる最大電流 (アンペア) をいいます。	定義を明確化しました。
	(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量 (キロボルトアンペア) をいいます。	(8) 契約容量 契約上お客さまが使用できる最大容量 (キロボルトアンペア) をいいます。	定義を明確化しました。
	(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力 (キロワット) をいいます。	(9) 契約電力 契約上お客さまが使用できる最大電力 (キロワット) をいいます。	定義を明確化しました。
	(11) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。	(11) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法 (以下「消費税等」といいます。) の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。	定義を明確化しました。
	【追加】	(15) 供給地点特定番号 対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。	定義を追加しました。
	【追加】	(16) 需要場所 当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、当社は、原則として、1 構内または 1 建物をなすものを 1 需要場所とし、託送供給等約款において定めるところによります。	定義を追加しました。
	【追加】	(17) 託送供給等約款 接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。	定義を追加しました。
	【追加】	(18) 接続供給契約 当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。	定義を追加しました。
	【追加】	(19) 一般送配電事業者 お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般送配電事業者をいいます。	定義を追加しました。
	【追加】	(20) 旧一般電気事業者 小売電気事業者としての北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社および沖縄電力株式会社のうち、お客さまの需要場所を特定小売供給の供給区域とする者をいいます。	定義を追加しました。
	【追加】	(21) 従量電灯 別表 3 (契約種別と料金単価) の契約種別のうち、法人プラン A、法人プラン B および法人プラン C をいいます。なお、適用範囲は、別表 2 (適用範囲) のとおりとします。	定義を追加しました。
	【追加】	(22) 低圧動力 別表 3 (契約種別と料金単価の契約種別のうち、低圧動力をいいます。な	定義を追加しました。

		お、適用範囲は、別表２（適用範囲）のとおりとします。	
4. 単位および端数処理	(2) 契約電力の単位は１キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。	(2) 契約電力の単位は１キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットとします。	契約電力が 0.5 キロワット以下になるときの定義を明確化しました。
6. 電力小売供給契約の申込み	(1) お客さまが新たに電力小売供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。	(1) お客さまが新たに電力小売供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまにおいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客さまにおいて講じていただきます。	電気事業法等の要求に基づき、お客さまの責任となる事項を記載しました。
	(2) 申込みにあたり、お客さまは、本約款 23（電気の使用にともなうお客さまの協力）に定めるものに関する事項および託送約款で定める需要者に関する事項について遵守して頂きます。	(2) 申込みにあたり、お客さまには、託送供給等約款で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。	定義を明確にしました。
	【追加】	(3)お客さまが、電気料金その他の債務について、当社の定める支払期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を、他の小売電気事業者等へ提供する場合があります。	当社の「電力小売供給契約のご契約に関わる重要事項説明書」の通りといたします。
7. 電力小売供給契約の成立	(1) 電力小売供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、お客さまへの電気の供給を行うために必要な接続供給契約の締結について、一般送配電事業者からの承諾がえられないことを解除条件として、電力小売供給契約の成立時点にさかのぼって、当社とお客さまとの間の電力小売供給契約が消滅します。	(1) 電力小売供給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ただし、お客さまへの電気の供給を行うために必要な接続供給契約の締結について、一般送配電事業者からの承諾がえられないことを解除条件として、電力小売供給契約の成立時点にさかのぼって、当社とお客さまとの間の電力小売供給契約が消滅します。	定義を明確にしました。
	(2) 当社は、法令等、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申し込みを承諾できない場合があります。	【削除】	11（承諾の限界）と重複があったため、削除しました。
	(3) お客さまと当社との間で電力小売供給契約が成立した場合、本約款等電力小売供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適当と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。	(2) お客さまと当社との間で電力小売供給契約が成立した場合、電力小売供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適当と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。	(2)の削除に伴い番号を修正しました。
8. 契約期間	契約期間は、電力小売供給契約が成立した日（当日を含む。）を始期、料金適用開始の日以降 1 年目の日（当日を含む。）を終期といたします。ただし、契約期間満了に先だって電力小売供給契約の終了または変更がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。	契約期間は、電力小売供給契約が成立した日（当日を含む。）を始期、料金適用開始の日以降 1 年目の日（当日を含む。）を終期といたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から電力小売供給契約の終了もしくは変更の申し出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で更新されるものといたします。	定義を明確にしました。
9. 電力小売供給契約の単位	当社は、お客さまの希望に応じて、１需要場所について、１電力小売供給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とを合せて契約することができます。	当社は、お客さまの希望に応じて、１需要場所について、１電力小売供給契約を結びます。ただし、お客さまが電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要である場合、当社は、従量電灯のうちの１契約種別と低圧動力とをあわせて契約することができます。	定義を明確にしました。
10. 供給の開始	(2) 当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾したときに、お客さまに供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。なお、お客さまが契約の申込時に供給開始日を指定された場合には、原則として 、お客さまが指定された供給開始日に一番近い検針日を供給開始日といたします。	(2) 当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾するときは、お客さまに供給開始日を通知し、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに供給開始日から電気を供給いたします。なお、お客さまが契約の申込時に供給開始希望日を指定された場合には、原則として、お客さまが指定された供給開始希望日に一番近い検針日を供給開始日といたします。	定義を明確にしました。
	(3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。	(3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。	定義を明確にしました。
11. 承諾の限界	当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電力小売供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電力小売供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電力小売供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、および、当社の設定する与信基準等により、電力小売供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その旨をお知らせいたします。	定義を明確にしました。
13. 料金等	料金は、基本料金、電力量料金および別表 の１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金はお客さまの需要場所を特定小売供給の供給区域とする小売電気事業者が公表する燃料費調整額を加算または減算したものといたします。なお、この加算または減算の基準および方法は、お客さまの需要場所を特定小売供給の供給区域とする小売電気事業者の基準および方法によります。また、契約種別および料金単価は別表の２（契約種別と料金単価）によるものとします。	(1) 料金は、基本料金、電力量料金および別表 の１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は旧一般電気事業者が公表する燃料費調整単価に使用電力量を乗じた額を加算または減算したものといたします。なお、この燃料費調整単価は、旧一般電気事業者の基準および方法によります。また、契約種別および料金単価は別表３（契約種別と料金単価）によるものとします。	定義を明確にしました。
	２．事務経費等の負担について (1) 契約申込み後の受付連絡、切替手続き状況、切替予定日等は、原則として、電子メールでご連絡いたします（無料）。ただし、電子メールをご利用できないお客さまについては、郵送でご連絡いたします。なお、この場合、事務手数料として、540 円（消費税込）を初回の電気料金のお支払時に合わせてお支払いいただきます。	(2) 契約申込み後の受付連絡、切替手続き状況、切替予定日等は、原則として、電子メールでご連絡いたします（無料）。ただし、電子メールをご利用できないお客さまについては、郵送でご連絡いたします。なお、この場合、事務手数料として、540 円（消費税等相当額込）を初回の電気料金のお支払時に合わせてお支払いいただきます。	定義を明確にしました。
	(2) 毎月の電気使用量および請求金額については、原則として、当社 Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて、お客さまご自身でご確認いただきます（無料）。ただし、インターネットをご利用できないお客さまについては、別途検針票および請求書を発行、送付いたします。なお、この場合、事務手数料として、108 円／月（消費税込）を、毎月の電気料金のお支払い時に合せてお支払いいただきます。	(3) 毎月の電気使用量および請求金額については、原則として、当社 Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて、お客さまご自身でご確認いただきます（無料）。この場合、当社は Web サイト上のお客さま個別のマイページにおいて請求金額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。ただし、インターネットをご利用できないお客さまについては、別途検針票および請求書を発行、送付いたします。なお、この場合、事務手数料として、108 円／月（消費税等相当額込）を、毎月の電気料金のお支払い時に合せてお支払いいただきます。	20（料金の支払義務ならびに支払期日）(2)の規定をこちらにまとめました。
	【追加】	(4) 複数の需要場所に係る料金をまとめてお支払いをされる場合で、お客さまが希望される場合には、別途請求書を発行、送付いたします。なお、この場合、事務手数料として、324 円／回（消費税等相当額込）を、当該請求書に係る電気料金のお支払い時に合せてお支払いいただきます。	複数の需要場所の料金をまとめてお支払される場合で、請求書をご希望される場合の事務手数料を定めました。
	【追加】	(5) 本約款 19（料金その他の支払方法）(1)ニのコンビニ支払でお支払いをされる場合であって、当該コンビニ支払手続きに係る用紙を再発行する場合には、再発行１回あたり 108 円（消費税等相当額込）を、当該月の料金のお支払時に合わせてお支払いただきます。	コンビニ支払の用紙を再発行する場合の手数料を定めました。
	【追加】	(6) 本約款 19（料金その他の支払方法）(1)(イ)のクレジットカード支払でお支払いされる場合または本約款 19（料金その他の支払方法）(1)(ロ)の口座振替によるお支払いをされる場合のうち、次の条件を満たした場合、54 円／月（消費税等相当額込）を毎月の電気料金のお支払に合わせて割引をいたします。ただし、低圧動力の場合は、四国エリアを除いて当該割引の適用外といたします。 イ　電気の供給開始日までにクレジットカード支払または口座振替に必要な手続きが完了していること ロ　直前の支払期日において、支払遅延および支払額の不足がないこと	クレジットカード支払および口座振替に係る割引について定めました。
15. 検針日	検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。	検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。なお、検針日は、お客さまの供給地点が属する一般送配電事業者の検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められた日を当社がお客さまにあらかじめお知らせするものとします。	定義を明確にしました。

16. 料金の算定期間	⑵ 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、⑴にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。	⑵ 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、⑴にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。	定義を明確にしました。
17. 使用電力量の計量	使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（電力小売供給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。	使用電力量等の計量は次のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（電力小売供給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通知）があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。	語句の修正をしました。
	⑴ 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。	⑴ 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する記録型計量器によるものといたします。	定義を明確にしました。
	⑵ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 3（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。	⑵ 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 4（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。	定義を明確にしました。
18. 料金の算定	⑴ 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始、または電力小売供給契約が終了した場合	⑴ 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。 イ　電気の供給を開始、再開、または停止、もしくは電力小売供給契約が終了した場合	定義を明確にしました。
19. 料金その他の支払方法	⑴ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。 なお、料金の支払いは、次によります。 イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合には、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。 ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によって申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。	⑴ 料金については毎月、次のいずれかの方法により、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。 イ　クレジットカード支払（お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまが当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。） ロ　口座振替（お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。） ハ　銀行振込（お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によって申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。） ニ　コンビニ支払（当社の指定するコンビニエンスストア等で収納制度を利用して支払う方法。ただし、当社の判断により、お客さまに依頼した場合に限ります。）	「料金の支払義務ならびに支払期日」と「料金その他の支払方法」の記載順を入れ替えました。 また、定義を明確にしました。 クレジットカード支払を追加しました。 口座振替を定義しました。 銀行振込を定義しました。 コンビニ支払を追加、定義しました
	⑵ お客さまが料金を⑴イ、またはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　⑴イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ　⑴ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。	⑵ お客さまが料金を⑴イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ　⑴イのクレジットカード支払により支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ロ　⑴ ロの口座振替により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ハ　⑴ ハの銀行振込により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ニ　⑴ニのコンビニ支払により支払われる場合は、料金が当社指定のコンビニエンスストア等により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。	定義を明確にしました。また、クレジットカード支払とコンビニ支払の場合を追記しました。
	⑶ 当社は、⑴にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。 この場合、⑵にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。	⑶ 当社は、⑴にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。 この場合、⑵にかかわらず、料金が債権回収会社により指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。	定義を明確にしました。
	⑷ 支払期日までに料金のお支払がなされなかった場合には、 イ　当社が指定する金融機関にお振込いただきます。また、この時、お振込手数料はお客さまのご負担となります。 ロ　当社は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払期日の翌日から 10 日目までに支払いいただいた場合は、延滞利息を請求いたしません。	⑷ 支払期日までに料金のお支払がなされなかった場合には、 イ　当社が指定する金融機関に当社が指定する日までにお振込いただきます。また、このとき、振込手数料はお客さまのご負担となります。 ロ　当社は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、支払期日の翌日から 10 日目までに支払いいただいた場合は、延滞利息を請求いたしません。	定義を明確にしました。
	⑸ 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年 14.6 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定した金額といたします。 なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。	⑸ 延滞利息は、その算定の対象となる料金から次のイおよびロを差し引いた金額に対し、年 14.6 パーセントの延滞利息をお客さまに申し受けます。 イ　消費税等相当額より次のハの算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額 ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金 ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額 ＝再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率/(1+消費税等の税率) なお、消費税等相当額および上記ハの算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。	延滞利息の計算方法を明確にしました。（再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税相当額は含みません。）
20. 料金の支払義務ならびに支払期日	⑵ 当社は、料金その他の請求額を、当社が設置した Web サイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社は Web サイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。	【削除】	13.(料金等)(3)に整理しました。
	⑶ お客さまは、⑵にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、お客さまは当社が別に定める手数料を支払うことを要します。	【削除】	13.(料金等)(2)と重複する内容でしたので削除しました。
	⑷ お客さまには、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の検針票に記載の「日程」（関西電力株式会社および中部電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）、「地区番号」（東京パワーグリッド株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）、「計算区」（九州電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）、「お客さま番号の上二桁」（東北電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）または、検針票に記載の検針日から年間検針日カレンダー（中国電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）もしくは検針予定一覧表（四国電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）で確認できる「検針基準日」が、1 から 12 の場合（東北電力株式会社が一般送配電事業者である場合は、1 から 8 の場合）（概ね 15 日までの検針）は翌月の 5 日までに、12 を超える場合（東北電力株式会社が一般送配電事業者である場合は、8 を超える場合）は翌月の 23 日までに料金を支払っていただきます。（以下「支払期日」といいます。）ただし、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌営業	⑵ 料金の支払期日は、次のとおりといたします。 イ　本約款 19（料金その他の支払方法）⑴(イ)のクレジットカード支払の場合は、当該クレジット会社の規定によります。 ロ　本約款 19（料金その他の支払方法）⑴(ロ)の口座振替の場合は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の検針票に記載の「日程」（関西電力株式会社および中部電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）、「地区番号」（東京パワーグリッド株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）、「計算区」（九州電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）、「お客さま番号の上二桁」（東北電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）または、検針票に記載の検針日から年間検針日カレンダー（中国電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）もしくは検針予定一覧表（四国電力株式会社が一般送配電事業者である場合をいいます。）で確認できる「検針基準日」が、1 から 12 の場合（東北電力株式会社が一般送配電事業者である場合は、1 から 8 の場合）（概ね 15 日までの検針）は翌月の 5 日、12 を超える場合（東北電力株式会社が一般送配電事業者で	「料金の支払義務ならびに支払期日」と「料金その他の支払方法」の記載順を入れ替えました。 料金の支払期日を 19.（料金その他の支払方法）⑴のイ、ロ、ハ、ニに当てはまるように整理をしました。

	日に料金を支払っていただきます。	ある場合は、8を超える場合）は翌月の23日とします。ただし、当該5日もしくは23日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その翌営業日に料金を支払っていただきます。 ハ　本約款19（料金その他の支払方法）(1)(ハ)の 銀行振込の場合は、当社指定の期日とします。 ニ　本約款19（料金その他の支払方法）(1)(ニ)の コンビニ支払の場合は、当社指定の期日とします。	
21. 保証金	(3) 当社は、電力小売供給契約が終了した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することができるものといたします。	(3) 当社は、電力小売供給契約が終了した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができるものといたします。	(4)で「保証金には利息を附さない」とさせていただいたため、利息にかかる部分を削除しました。
	(4) 当社は、保証金について、年0.2パーセントの単利の利息を付します。なお円未満の端数は切り捨て、利子を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当する日の前日までの期間とします。ただし当社が予めお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合にはその期間は利息を付す期間から除きます。	(4) 当社は、保証金について、利息は付さないものとします。	保証金に利息を附さないとさせて頂きました。それに伴い、利息にかかる部分を削除しました。
	(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電力小売供給契約が終了した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。	(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電力小売供給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。	(4)で「保証金には利息を附さない」とさせていただいたため、利息にかかる部分を削除しました。
22. 需要場所への立入りによる業務の実施	当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	定義を明確にしました。
	【追加】	(2) 43（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務	想定される内容を追記しました。
	(2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認	(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認	(2)の新設に伴い、番号を修正しました。
	(3) 計量値の確認	(4) 記録型計量器の検針または計量値の確認	定義を明確にしました。また、(2)の新設に伴い、番号を修正しました。
	(4) 本約款24（供給の停止）、33（電力小売供給契約の終了）(2)または35（解約等）により必要な処置	(5) 本約款24（供給の停止）、33（電力小売供給契約の終了）(2)または35（解約等）により必要な処置	(2)の新設に伴い、番号を修正しました。
	(5) その他本約款によって、電力小売供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	(6) その他本約款によって、電力小売供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務	(2)の新設に伴い、番号を修正しました。
23. お客さまの協力等	【追加】	(3) お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系等に関する技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとします。	電気事業法等の要求に基づき、お客さまの責任となる事項を記載しました。
	【追加】	(4) お客さまは、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。	電気事業法等の要求に基づき、お客さまの責任となる事項を記載しました。
	【追加】	(5) 次の場合において、一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。 イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合 ロ　料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合 ハ　通信設備等を設置する場合	電気事業法等の要求に基づき、お客さまの責任となる事項を記載しました。
	【追加】	(6) お客さまは、次に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。 イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。） ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物 ハ　お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次に掲げる付帯設備 (a)　鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。） (b)　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール (c)　その他(a)または(b)に準ずる設備 ニ　お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けた計量器の付属装置または変成器の2次配線等 ホ　一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物	電気事業法等の要求に基づき、お客さまの責任となる事項を記載しました。
24. 供給の停止	(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。 イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合	(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。 イ お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合 ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合	小売電気事業者については、供給停止権限がないため、「当社は」を削除いたしました。また、当社とお客さまとの間の事情は一般送配電事業者による供給の停止にあたって考慮されないため、「依頼」についても削除いたしました。
	(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。 イ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合 ハ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。	(2) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者からその旨の警告を受けた場合で、当社がその旨をお客さまに警告しても改めない場合には、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。 イ お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合 ハ低圧動力の場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用した場合 ニ 本約款22（需要場所への立入りによる業務）に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合 ホ 本約款23（お客さまの協力等）(1)および(2)によって必要となる措置を講じない場合 ヘ 本約款23（お客さまの協力等）(3)に反してお客さまが一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続した場合	定義を明確にいたしました。また、一般送配電事業者との関連要件をニ以下に追記しました。

		ト 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合	
25. 供給停止の解除	本約款24（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。	本約款24（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。	当社とお客さまとの間の事情は一般送配電事業者による供給の停止にあたって考慮されないため、「依頼」について削除いたしました。
27. 違約金	(1) お客さまが本約款24（供給の停止）(2)ロからハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。	(1) お客さまが本約款24（供給の停止）(2)ロ、ハまたはトに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。	24（供給の停止）(2)トの追加に伴い修正しました。
	(3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6ヶ月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。	(3) 不正に使用した期間を確認できないときは、6ヶ月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。	確認者を一般送配電事業者とします。
28. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	(1) 次の場合には、一般送配電事業者により、供給時間中に電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	小売電気事業者については、供給停止権限がないため、「当社は」を削除し、一般送配電事業者によるものとしました。
	(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。	(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって一般送配電事業者がお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。	(1)に関する通知は、一般送配電事業者が行います。
29. 損害賠償の免責	(2) 本約款28（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。	(2) 本約款28（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止され、またはお客さまが電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。	定義を明確にしました。
	(3) 本約款24（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合、または本約款 35（解約等）によって電力小売供給契約を解約した場合もしくは電力小売供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。	(3) 本約款24（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合、または本約款 35（解約等）によって電力小売供給契約を解約した場合もしくは電力小売供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。	語句の修正をしました。
	(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。	(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社またはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。	語句の修正をしました。
31. 電力小売供給契約の変更	(1) お客さまが電力小売供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約について）に定める新たに電力小売供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	お客さまが電力小売供給契約の変更を希望される場合は、本約款Ⅱ（契約について）に定める新たに電力小売供給契約を希望される場合に準じてお客様に申し込みをしていただくものといたします。	定義を明確にしました。
33. 電力小売供給契約の終了	(1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。	(1) お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者等に新たな電力小売供給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまからの終了通知といたします。当社は、原則として、お客さまが当社に通知された終了期日（電力広域的運営推進機関からの通知を含みます。以下同様とします。）に供給を終了させるための適当な処置を行います。	スイッチング支援システムを前提として追記しました。
	【追加】	(3) 本約款35（解約等）によって、当社が電力小売供給契約を解除した場合は、解除日に電力小売供給契約は終了するものといたします。	定義を明確にするため追記しました。
35. 解約等	当社は、次の場合には、電力小売供給契約を解約することがあります。ただし、(2)に該当する場合を除き、15 日前までにその旨をお客さまにお知らせします。	当社は、次の場合には、電力小売供給契約を解約することがあります。ただし、(2)に該当する場合を除き、解約する 15 日前までに解約日を明示してその旨をお客さまにお知らせします。	定義を明確にしました。
	(3) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合	(3) 24（供給の停止）にもとづき供給停止がされた場合またはその恐れがある事実が判明した場合	24（供給の停止）の条件として整理しました。
	イ　お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合 ロ　需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合 ハ　一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合 ニ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合 ホ　契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合 ヘ　電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合 ト　本約款22（需要場所への立入りによる業務の実施）に際して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合 チ　本約款23（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合	【削除】	24（供給の停止）(2)と重複するため削除しました。
	(4) お客さまが以下のいずれかに該当した場合 イ　仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合 ロ　破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合 ハ　支払停止の状態に陥った場合 ニ　手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合 ホ　その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき ヘ　お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき ト　本約款等および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合	(4) お客さまが次のいずれかに該当した場合 イ　仮差押え、仮処分、強制執行または競売の申立てを受けた場合 ロ　破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合 ハ　支払停止の状態に陥った場合 ニ　手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合 ホ　その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合　ヘ　お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合 ト　本約款および託送約款、法令等に反した場合	定義を明確にしました。
42. 調査に対するお客さまの協力	【追加】	(1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾をえてお客さまから電気工作物の配線図を提示していただくことがあります。なお、この場合、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。	法令で定める調査に対するご協力について追記しました。
	お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。	(2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。	(1)の追加に伴い番号を修正しました。
43. 保安等に対するお客さまの協力	(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合	(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。 イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合	電気工作物の所有の状況による修正をしました。
	(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者の求めに応じて、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	電気工作物の所有の状況による修正をしました。

<table>
<tr><td></td><td>【追加】</td><td>(3) お客さまは、一般送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、一般送配電事業者と協議していただきます。</td><td>一般送配電事業者との関連要件を追記しました。</td></tr>
<tr><td>44. 消費税法等改正の場合の取扱い</td><td>消費税法または地方税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法又は改正地方税法に則り電気料金を計算の上お客さまから申し受けます。この場合消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。</td><td>消費税法または地方税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法または改正地方税法に則り電気料金その他の債務を計算の上お客さまから申し受けます。この場合消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。</td><td>定義を明確にしました。</td></tr>
<tr><td>46. 管轄裁判所</td><td>お客さまとの本約款等に関する一切の紛争については、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</td><td>お客さまとの電力小売供給契約に関する一切の紛争については、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</td><td>明確化のため、「本約款等」を「電力小売供給契約」に修正しました。</td></tr>
<tr><td>別表 1.
再生可能エネルギー発電促進賦課金</td><td>【追加】</td><td>(4) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合における(2)および(3)の検針日は、計量日と読み替えて適用します。</td><td>定義を明確にしました。</td></tr>
<tr><td>別表 2
適用範囲</td><td></td><td>従量電灯および低圧電力の適用範囲、その他の条件は、つぎのとおりとなります。

＜従量電灯＞
(1) 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。
<table>
<tr><td>プラン名</td><td>エリア名</td><td>適用範囲</td></tr>
<tr><td>法人プランA</td><td>関西電力、中国電力、四国電力</td><td>最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人プランB</td><td>九州電力、東京パワーグリッド
中部電力、東北電力</td><td>契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</td></tr>
<tr><td>関西電力、中国電力、四国電力</td><td rowspan="2">契約容量が6キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。</td></tr>
<tr><td>法人プランC</td><td>九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力</td></tr>
</table>
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量、契約電流、契約容量
<table>
<tr><td>項目</td><td>エリア名</td><td>内容</td></tr>
<tr><td>最大需要容量（使用する最大容量をいいます。）</td><td>関西電力、中国電力、四国電力</td><td>イ　最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと一般送配電事業者との協議によって行います。
ロ　一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。</td></tr>
<tr><td>契約電流</td><td>九州電力、東京パワーグリッド、中部電力、東北電力</td><td>ハ　契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。</td></tr>
<tr><td>契約容量</td><td>全エリア共通</td><td>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</td></tr>
</table>
(4) 契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1需要場所において低圧電力とあわせてご契約する場合の注意事項
1需要場所において従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）、契約電流（この場合，10アンペアを1キロワットとみなします。）、または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であることとします。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、当該合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

＜低圧動力＞
(1) 適用範囲
動力を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。
<table>
<tr><td>プラン名</td><td>エリア名</td><td>適用範囲</td></tr>
<tr><td>低圧動力</td><td>全エリア共通</td><td>契約電力が原則として50キロワット未満であること。</td></tr>
</table>
ただし、電気使用比率（負荷率）が9.0%を超えるお客様でないこととします。なお、電気使用比率は、次の計算式により算出いたします。
計算式：電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力
契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 契約負荷設備
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 1需要場所において従量電灯とあわせてご契約される場合の注意事項
＜従量電灯＞(5)(1需要場所において低圧電力とあわせてご契約する場合の注意事項)に記載のとおりとします。</td><td>適用範囲などを別表2としてまとめました。</td></tr>
<tr><td>別表 3
契約種別と料金単価</td><td>契約種別と料金単価（消費税込）は、供給エリアによって以下のとおりとなります。</td><td>契約種別と料金単価（消費税等相当額込）は、お客さまの需要場所の存する一般送配電事業者の供給区域（以下「エリア」といいます。）によって次のとおりとなります。</td><td>定義を明確にしました。</td></tr>
<tr><td>(1) 関西電力エリア</td><td>下記に示す契約プランの料金に関西電力（低圧供給）の当該月分の燃料費調整単価、および当該年度分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
イ　法人プランＡ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>最低料金（最初の15kWhまで）</td><td>370.00円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（15kWh超過120kWhまで）</td><td>22.30円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>27.20円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>27.90円／kWh</td></tr>
</table>
ロ　法人プランＢ（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kVAあたり）</td><td>350.00円／kVA</td></tr>
<tr><td>電力量料金（1kWh超過120kWhまで）</td><td>20.00円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>21.40円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>24.10円／kWh</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
ハ　低圧動力（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kWあたり）</td><td>910.00円／kW</td></tr>
<tr><td>電力量料金（夏季）</td><td>17.10円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（その他季）</td><td>15.50円／kWh</td></tr>
<tr><td>力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
※下記の算出方法により電気使用比率が9.0%を超えるお客様との低圧動力の契約は行えません。
算出式：
電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。
</td>
<td>
＜従量電灯＞
イ　法人プランＡ（最大需要容量6kVAまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td>最低料金</td><td>15kWhまで</td><td>1契約につき</td><td>370.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>15kWh超過
120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>22.30円</td></tr>
<tr><td>120kWh超過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>27.20円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>27.90円</td></tr>
</table>
ロ　法人プランＢ（契約容量6kVA以上）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kVAあたり</td><td>350.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>20.00円</td></tr>
<tr><td>120kWh超過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>21.40円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>24.10円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
＜低圧動力＞
ハ　低圧動力（契約電力50kWまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kWあたり</td><td>910.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電力量料金</td><td>夏季</td><td>1kWhあたり</td><td>17.10円</td></tr>
<tr><td>その他季</td><td>1kWhあたり</td><td>15.50円</td></tr>
<tr><td colspan="3">力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
</td>
<td>
表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

別表2にまとめました。

削除いたしました。
（休日扱い日と料金との関連は特にありません。）
</td>
</tr>
<tr>
<td>(2)九州電力エリア</td>
<td>
下記に示す契約プランの料金に九州電力（低圧供給）の当該月分の燃料費調整単価、および当該年度分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。

イ　法人プランＢ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td rowspan="4">基本料金</td><td>1契約</td><td>30A</td><td>866.05円</td></tr>
<tr><td>1契約</td><td>40A</td><td>1,131.41円</td></tr>
<tr><td>1契約</td><td>50A</td><td>1,385.10円</td></tr>
<tr><td>1契約</td><td>60A</td><td>1,574.64円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWhまで）</td><td>1kWh</td><td colspan="2">16.95円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過
300kWhまで）</td><td>1kWh</td><td colspan="2">21.00円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>1kWh</td><td colspan="2">23.00円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
ロ　法人プランＣ（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kVAあたり）</td><td>291.00円／kVA</td></tr>
<tr><td>電力量料金（1kWh超過120kWhまで）</td><td>17.10円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>22.15円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>23.00円／kWh</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ　低圧動力（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kWあたり）</td><td>894.20円／kW</td></tr>
<tr><td>電力量料金（夏季）</td><td>16.25円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（その他季）</td><td>14.65円／kWh</td></tr>
<tr><td>力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
※下記の算出方法により電気使用比率が9.0%を超えるお客様との低圧動力の契約は行えません。
算出式：
電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。
</td>
<td>
＜従量電灯＞
イ　法人プランＢ（契約電流60Aまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td rowspan="4">基本料金</td><td rowspan="4">1契約につき</td><td>30A契約</td><td>866.05円</td></tr>
<tr><td>40A契約</td><td>1,131.41円</td></tr>
<tr><td>50A契約</td><td>1,385.10円</td></tr>
<tr><td>60A契約</td><td>1,574.64円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWhまで）</td><td>1kWhあたり</td><td colspan="2">16.95円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過
300kWhまで）</td><td>1kWhあたり</td><td colspan="2">21.00円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>1kWhあたり</td><td colspan="2">23.00円</td></tr>
</table>
※使用電力が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
ロ　法人プランＣ（契約容量6kVA以上）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kVAあたり</td><td>278.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>16.98 円</td></tr>
<tr><td>120kWh超過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>17.48 円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>19.98円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
ハ　低圧動力（契約電力50kWまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kWあたり</td><td>894.20円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電力量料金</td><td>夏季</td><td>1kWhあたり</td><td>16.25円</td></tr>
<tr><td>その他季</td><td>1kWhあたり</td><td>14.65円</td></tr>
<tr><td colspan="3">力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
</td>
<td>
語句をを一部修正しました。
※単価の変更はありません。

表の体裁を整えました。
単価を改定しました。

表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

別表2にまとめました。

削除いたしました。
（休日扱い日と料金との関連は特にありません。）
</td>
</tr>
<tr>
<td>(3)東京電力パワーグリッドエリア</td>
<td>下記に示す契約プランの料金に東京電力（低圧供給）の当該月分の燃料費調整単価、および当該年度分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
イ　法人プランＢ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td rowspan="4">基本料金</td><td>１契約</td><td>30A</td><td>838.19円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>40A</td><td>1,117.58円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>50A</td><td>1,396.98円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>60A</td><td>1,676.38円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（120kWhまで）</td><td>1kWh</td><td>19.31円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（120kWh超過
300kWhまで）</td><td>1kWh</td><td>24.33円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（300kWh超過分）</td><td>1kWh</td><td>27.21円</td></tr>
</table>
ロ　法人プランＣ（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kVAあたり）</td><td>276.54円／kVA</td></tr>
<tr><td>電力量料金（1kWh超過120kWhまで）</td><td>19.42円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>25.55円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>27.03円／kWh</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
ハ　低圧動力（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kWあたり）</td><td>1,022.00円／kW</td></tr>
<tr><td>電力量料金（夏季）</td><td>16.70円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（その他季）</td><td>15.20円／kWh</td></tr>
<tr><td>力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
※下記の算出方法により電気使用比率が9.0%を超えるお客様との低圧動力の契約は行えません。
算出式：
電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。
</td>
<td>
＜従量電灯＞
イ　法人プランＢ（契約電流60Aまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td rowspan="4">基本料金</td><td rowspan="4">１契約につき</td><td>30A契約</td><td>754.37円</td></tr>
<tr><td>40A契約</td><td>1,005.82円</td></tr>
<tr><td>50A契約</td><td>1,257.28円</td></tr>
<tr><td>60A契約</td><td>1,508.74円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>19.31円</td></tr>
<tr><td>120kWh超過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>24.33円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>27.21円</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
ロ　法人プランＣ（契約容量6kVA以上）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kVAあたり</td><td>276.54円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>19.42円</td></tr>
<tr><td>120kWh　超　過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>20.20円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>22.48円</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
ハ　低圧動力（契約電力50kWまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kWあたり</td><td>1,022.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電力量料金</td><td>夏季</td><td>1kWhあたり</td><td>16.70円</td></tr>
<tr><td>その他季</td><td>1kWhあたり</td><td>15.20円</td></tr>
<tr><td colspan="3">力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
</td>
<td>
表の体裁を整えました。
単価を一部改定しました。

定義を明確にしました。

表の体裁を整えました。
単価を一部改定しました。

表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

別表２にまとめました。

削除いたしました。
（休日扱い日と料金との関連は特にありません。）
</td>
</tr>
<tr>
<td>(4)中部電力エリア</td>
<td>
下記に示す契約プランの料金に中部電力（低圧供給）の当該月分の燃料費調整単価、および当該年度分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。

イ　法人プランＢ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td rowspan="4">基本料金</td><td>１契約</td><td>30A</td><td>835.00円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>40A</td><td>1,115.00円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>50A</td><td>1,392.00円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>60A</td><td>1,670.00円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（120kWhまで）</td><td>1kWh</td><td>20.65円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（120kWh超過
300kWhまで）</td><td>1kWh</td><td>24.15円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（300kWh超過分）</td><td>1kWh</td><td>25.55円</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ　法人プランＣ（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kVAあたり）</td><td>280.20円／kVA</td></tr>
<tr><td>電力量料金（1kWh超過120kWhまで）</td><td>20.65円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>24.60円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>25.40円／kWh</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ　低圧動力（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kWあたり）</td><td>1,022.00円／kW</td></tr>
<tr><td>電力量料金（夏季）</td><td>16.63円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（その他季）</td><td>15.11円／kWh</td></tr>
<tr><td>力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
※下記の算出方法により電気使用比率が9.0%を超えるお客様との低圧動力の契約は行えません。
算出式：
電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。
</td>
<td>
＜従量電灯＞
イ　法人プランＢ（契約電流60Aまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td rowspan="4">基本料金</td><td rowspan="4">１契約につき</td><td>30A契約</td><td>835.00円</td></tr>
<tr><td>40A契約</td><td>1,115.00円</td></tr>
<tr><td>50A契約</td><td>1,392.00円</td></tr>
<tr><td>60A契約</td><td>1,670.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>20.65円</td></tr>
<tr><td>120kWh超過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>24.15円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>25.55円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ　法人プランＣ（契約容量6kVA以上）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kVAあたり</td><td>280.20円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>20.65円</td></tr>
<tr><td>120kWh　超　過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>24.60円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>25.40円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

＜低圧動力＞
ハ　低圧動力（契約電力50kWまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kWあたり</td><td>1,022.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電力量料金</td><td>夏季</td><td>1kWhあたり</td><td>16.63円</td></tr>
<tr><td>その他季</td><td>1kWhあたり</td><td>15.11円</td></tr>
<tr><td colspan="3">力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
</td>
<td>
表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

別表２にまとめました。

削除いたしました。
（休日扱い日と料金との関連は特にありません。）
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>(5)中国電力エリア</td>
<td>
下記に示す契約プランの料金に中国電力（低圧供給）の当該月分の燃料費調整単価、および当該年度分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。

イ　法人プランＡ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>最低料金（最初の15kWhまで）</td><td>330.00円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（15kWh超過120kWhまで）</td><td>20.34円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>26.60円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>27.20円／kWh</td></tr>
</table>
ロ　法人プランＢ（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kVAあたり）</td><td>387.60円／kVA</td></tr>
<tr><td>電力量料金（1kWh超過120kWhまで）</td><td>17.70円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>23.20円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>23.45円／kWh</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ　低圧動力（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kWあたり）</td><td>922.50円／kW</td></tr>
<tr><td>電力量料金（夏季）</td><td>14.65円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（その他季）</td><td>13.41円／kWh</td></tr>
<tr><td>力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
※下記の算出方法により電気使用比率が9.0%を超えるお客様との低圧動力の契約は行えません。
算出式：
電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。
</td>
<td>
＜従量電灯＞
イ　法人プランＡ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td>最低料金</td><td>15kWhまで</td><td>1契約につき</td><td>222.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>15kWh　超　過
120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>20.34円</td></tr>
<tr><td>120kWh　超　過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>24.50円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>27.20円</td></tr>
</table>
ロ　法人プランＢ（契約容量6kVA以上）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kVAあたり</td><td>348.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>17.70円</td></tr>
<tr><td>120kWh　超　過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>22.20円</td></tr>
<tr><td>300kWh超</td><td>1kWhあたり</td><td>22.48円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

＜低圧動力＞
ハ　低圧動力（契約電力50kWまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kWあたり</td><td>922.50円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電力量料金</td><td>夏季</td><td>1kWhあたり</td><td>14.65円</td></tr>
<tr><td>その他季</td><td>1kWhあたり</td><td>13.41円</td></tr>
<tr><td colspan="3">力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
</td>
<td>
表の体裁を整えました。
単価を一部改定しました。

表の体裁を整えました。
単価を一部改定しました。

表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

別表2にまとめました。

削除いたしました。
（休日扱い日と料金との関連は特にありません。）
</td>
</tr>
<tr>
<td>(6)四国電力エリア</td>
<td>
下記に示す契約プランの料金に四国電力（低圧供給）の当該月分の燃料費調整単価、および当該年度分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。

イ　法人プランＡ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>最低料金（最初の11kWhまで）</td><td>403.00円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（11kWh超過120kWhまで）</td><td>20.00円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>26.00円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>27.30円／kWh</td></tr>
</table>
ロ　法人プランＢ（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kVAあたり）</td><td>367.00円／kVA</td></tr>
<tr><td>電力量料金（1kWh超過120kWhまで）</td><td>16.66円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（120kWh超過300kWhまで）</td><td>21.40円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（300kWh超過）</td><td>22.60円／kWh</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ　低圧動力（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kWあたり）</td><td>1096.18円／kW</td></tr>
<tr><td>電力量料金（夏季）</td><td>15.50円／kWh</td></tr>
<tr><td>電力量料金（その他季）</td><td>14.05円／kWh</td></tr>
<tr><td>力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
※下記の算出方法により電気使用比率が9.0%を超えるお客様との低圧動力の契約は行えません。

算出式：
電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。
</td>
<td>
＜従量電灯＞
イ　法人プランＡ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td>最低料金</td><td>11kWhまで</td><td>1契約につき</td><td>403.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>11kWh　超　過
120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>20.00円</td></tr>
<tr><td>120kWh　超　過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>26.00円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>27.30円</td></tr>
</table>
ロ　法人プランＢ（契約容量6kVA以上）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kVAあたり</td><td>348.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>15.98円</td></tr>
<tr><td>120kWh　超　過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>19.98円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過</td><td>1kWhあたり</td><td>21.98円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

＜低圧動力＞
ハ　低圧動力（契約電力50kWまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kWあたり</td><td>931.77円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電力量料金</td><td>夏季</td><td>1kWhあたり</td><td>16.75円</td></tr>
<tr><td>その他季</td><td>1kWhあたり</td><td>15.22円</td></tr>
<tr><td colspan="3">力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
</td>
<td>
表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

表の体裁を整えました。
単価を改定しました。

表の体裁を整えました。
単価を改定しました。

別表2にまとめました。

削除いたしました。
（休日扱い日と料金との関連は特にありません。）
</td>
</tr>
<tr>
<td>(7)東北電力エリア</td>
<td>下記に示す契約プランの料金に中部電力（低圧供給）の当該月分の燃料費調整単価、および当該年度分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用します。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
イ　法人プランＢ（契約容量6kVAまで）　（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td rowspan="4">基本料金</td><td>１契約</td><td>30A</td><td>963.00円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>40A</td><td>1,284.00円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>50A</td><td>1,604.00円</td></tr>
<tr><td>１契約</td><td>60A</td><td>1,925.00円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（120kWhまで）</td><td>1kWh</td><td>18.23円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（120kWh超過
300kWhまで）</td><td>1kWh</td><td>24.75円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力量料金（300kWh超過）</td><td>1kWh</td><td>26.30円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ　法人プランＣ（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金（1kVAあたり）</td><td>321.00円</td></tr>
<tr><td>電力量料金（1kWh超過120kWhまで）</td><td>18.23円</td></tr>
<tr><td>電力量料金(120kWh超過300kWhまで)</td><td>24.75円</td></tr>
<tr><td>電力量料金(300kWh超過)</td><td>26.30円</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ハ　低圧動力（料金単価は税込価格）
<table>
<tr><td>基本料金(1kWあたり)</td><td>1,167.00円</td></tr>
<tr><td>電力量料金(夏季)</td><td>15.66円</td></tr>
<tr><td>電力量料金(その他季)</td><td>14.23円</td></tr>
<tr><td>力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が０kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
※下記の算出方法により電気使用比率が9.0%を超えるお客様との低圧動力の契約は行えません。
算出式：
電気使用比率(負荷率)%＝年間電気使用量(kWh)÷(契約容量(kW)×8,760h/年)×100

※休日扱い日とは土曜日、日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。
</td>
<td>
＜従量電灯＞
イ　法人プランＢ（契約電流60Aまで）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td rowspan="4">基本料金</td><td rowspan="4">１契約につき</td><td>30A契約</td><td>963.00円</td></tr>
<tr><td>40A契約</td><td>1,284.00円</td></tr>
<tr><td>50A契約</td><td>1,604.00円</td></tr>
<tr><td>60A契約</td><td>1,925.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>17.98円</td></tr>
<tr><td>120kWh超過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>23.98円</td></tr>
<tr><td>300kWh超過超</td><td>1kWhあたり</td><td>26.30円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

ロ　法人プランＣ（契約容量6kVA以上）　（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kVAあたり</td><td>306.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電力量料金</td><td>120kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>18.23円</td></tr>
<tr><td>120kWh　超　過
300kWhまで</td><td>1kWhあたり</td><td>19.98円</td></tr>
<tr><td>300kWh超</td><td>1kWhあたり</td><td>22.22円</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。

＜低圧動力＞
ハ　低圧動力（料金単価は消費税等込価格）
<table>
<tr><td colspan="2">基本料金</td><td>1kWあたり</td><td>1,167.00円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電力量料金</td><td>夏季</td><td>1kWhあたり</td><td>15.66円</td></tr>
<tr><td>その他季</td><td>1kWhあたり</td><td>14.23円</td></tr>
<tr><td colspan="3">力率割引および割増</td><td>±5%</td></tr>
</table>
※使用電力量が0kWhの場合は基本料金の半額をお支払いただきます。
※力率割引および割増しは、力率が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増します。なお、全く電気を使用しない月の力率は85%とみなします。
</td>
<td>
表の体裁を整えました。
単価を一部改定しました。

表の体裁を整えました。
※単価の変更はありません。

※変更はありません。

別表２にまとめました。

削除いたしました。
（もともと、休日扱い日と料金との関連がありませんでした。）
</td>
</tr>
<tr>
<td>別表5.
日割計算の基本算式</td>
<td>
(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1カ月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

第１料金適用電力量 ＝ 120キロワット時 ×
$$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第２料金適用電力量 ＝ 120キロワット時 ×
$$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
</td>
<td>
(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1カ月の該当料金 \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$最低料金適用電力量 = 15キロワット時（※） \times \frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$
（※）四国電力エリアのイ（法人プランA）においては、11キロワット時

第１段階料金適用電力量 ＝ 120キロワット時（※）×
$$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

（※）関西電力エリアおよび中国電力エリアのイ（法人プランA）においては、105キロワット時。四国電力エリアのイ（法人プランA）においては、109キロワット時。

なお、第１段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時（関西電力エリアおよび中国電力エリアのイ（法人プランA）においては、15キロワット時を越え120キロワット時。四国電力エリアのイ（法人プランA）においては、11キロワット時を超え120キロワット時。）までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
第２段階料金適用電力量 ＝ 180キロワット時 ×
$$\frac{日割計算対象日数}{検針期間の日数}$$

なお、第２段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。
</td>
<td>
定義を追加しました。

語句の修正をしました。また、定義を明確にしました。

定義を明確にしました。

語句を修正しました。
</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>
(2) 電気の供給を開始し、または需給電力小売供給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、供給需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　電力小売供給需給契約が終了した場合
終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
</td>
<td>
(2) 電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が終了した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、供給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　電力小売供給契約が終了した場合
終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
</td>
<td>
語句を修正しました。
</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>【追加】</td>
<td>
(3) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合における(1)の検針期間は、計量期間と、(2)の検針日は、計量日と読み替えて適用します。
</td>
<td>
定義を明確にしました。
</td>
</tr>
</table>

	(3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合における(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	(3)の追加に伴い、番号を修正しました。
別表6. 契約容量および契約電力の算定方法	【追加】	別表2（契約種別と料金単価）(1)関西電力エリア、(2)九州電力エリア＜従量電灯＞ロ（法人プランC）および＜低圧動力＞ハ（低圧動力）、(3)東京電力パワーグリッドエリア＜従量電灯＞ロ（法人プランC）および＜低圧動力＞ハ（低圧動力）、(4)中部電力エリア＜従量電灯＞ロ（法人プランC）および＜低圧動力＞ハ（低圧動力）、(5)中国電力エリア、(6)四国電力エリア並びに(7)東北電力エリア＜従量電灯＞ロ（法人プランC）および＜低圧動力＞ハ（低圧動力）の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1)　供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）×1／1,000 なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2)　供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732×1／1,000	条件を明確にいたしました。